

# 令和2年12月市議会定例会

## 活力都市創造部

### 議案説明資料

#### 目 次

##### 【予算案件】

- |   |                          |     |
|---|--------------------------|-----|
| 1 | 令和2年12月活力都市創造部補正予算（案）総括表 | 1 頁 |
| 2 | 人件費補正について                | 2 頁 |
| 3 | 地域公共交通活性化事業について          | 3 頁 |

##### 【条例案件】

- |   |                           |     |
|---|---------------------------|-----|
| 4 | 富山市路面電車施設条例の一部を改正する条例制定の件 | 4 頁 |
|---|---------------------------|-----|

##### 【その他の議決案件】

- |   |               |     |
|---|---------------|-----|
| 5 | 字の区域の変更及び廃止の件 | 5 頁 |
|---|---------------|-----|

# 1 令和2年12月 活力都市創造部補正予算(案) 総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
活力都市創造部 合計	6,093,087	△28,137	6,064,950	
(款8) 土木費	6,093,087	△28,137	6,064,950	
(項5) 都市計画費	6,093,087	△28,137	6,064,950	都市計画管理費 人件費 △33,512 都市景観事業費 人件費 619 公共交通活性化推進事業費 93 生活交通対策事業費 人件費 4,663

## 2 人件費補正について

### (1) 人件費

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)	職員数(人)		
							現計 予算	今回 補正	増減
8 土木費	5 都市計画費	1 都市計画総 務費	活力都市推進課	84,857	14,750	99,607	9	11	2
			都市計画課	84,697	▲4,904	79,793	12	12	0
			交通政策課	90,844	▲5,706	85,138	13	13	0
			建築指導課	125,598	9,203	134,801	19	20	1
			富山駅周辺地区 整備課	100,026	1,402	101,428	13	13	0
			路面電車推進課	96,871	▲43,597	53,274	13	7	▲6
			中心市街地活性化 推進課	62,438	▲7,281	55,157	9	8	▲1
			都市再生整備課	65,836	▲6,188	59,648	9	9	0
			居住対策課	51,475	7,652	59,127	7	8	1
	計	762,642	▲34,669	727,973	104	101	▲3		
	7 公共交通対 策費	交通政策課	21,843	3,951	25,794	3	4	1	
	計	21,843	3,951	25,794	3	4	1		
	合 計	784,485	▲30,718	753,767	107	105	▲2		

### (2) 報酬等

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)
8 土木費	5 都市計画費	1 都市計画総 務費	都市計画課	2,304	619	2,923
			交通政策課	0	1,157	1,157
		計	2,304	1,776	4,080	
	7 公共交通対 策費	交通政策課	70,309	712	71,021	
	計	70,309	712	71,021		
合 計	72,613	2,488	75,101			

活力都市創造部 人件費・報酬等 総 合 計		現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)
		857,098	▲28,230	828,868

【公共交通活性化推進事業費】

3 地域公共交通活性化事業について

[交通政策課]

(1) 補正額 93千円

財源内訳	一般財源	93千円
------	------	------

(2) 補正目的

公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりのネクストステージに向けた歩みを着実に進めていくため、新たに設置した富山市交通政策監に本年11月1日に就任していただいた中川大交通政策監の報酬を補正するもの。

(3) 補正内容

報酬 93千円

(9,300円×10回=93,000円)

## 4 富山市路面電車施設条例の一部を改正する条例制定の件

[路面電車推進課]

### (1) 改正理由

本条例は、本市が所有する路面電車施設（富山都心線、富山駅南北接続線、富山港線）の使用料を定めている。

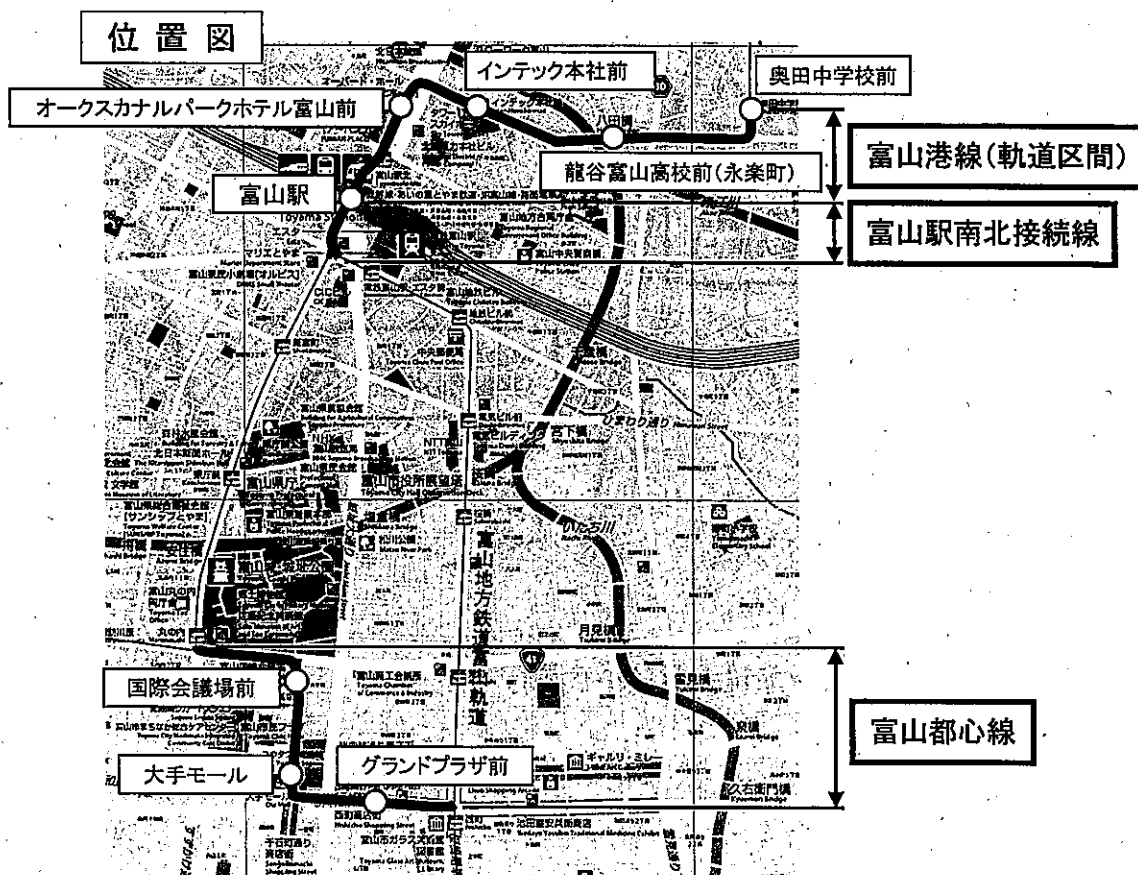
このたび、富山港線における新停留場の完成にあわせて、路面電車施設の維持管理に必要な経費を見直すことから、使用料の改正を行うもの。

### (2) 改正内容

改正前	使用料（第4条）		
	富山都心線	年額	4,151,400円
	富山駅南北接続線	年額	5,905,900円
	富山港線	年額	11,841,500円
改正後	使用料（第4条）		
	富山都心線	年額	4,946,700円
	富山駅南北接続線	年額	6,703,400円
	富山港線	年額	11,665,500円

### (3) 施行期日

規則で定める日（令和3年3月予定）



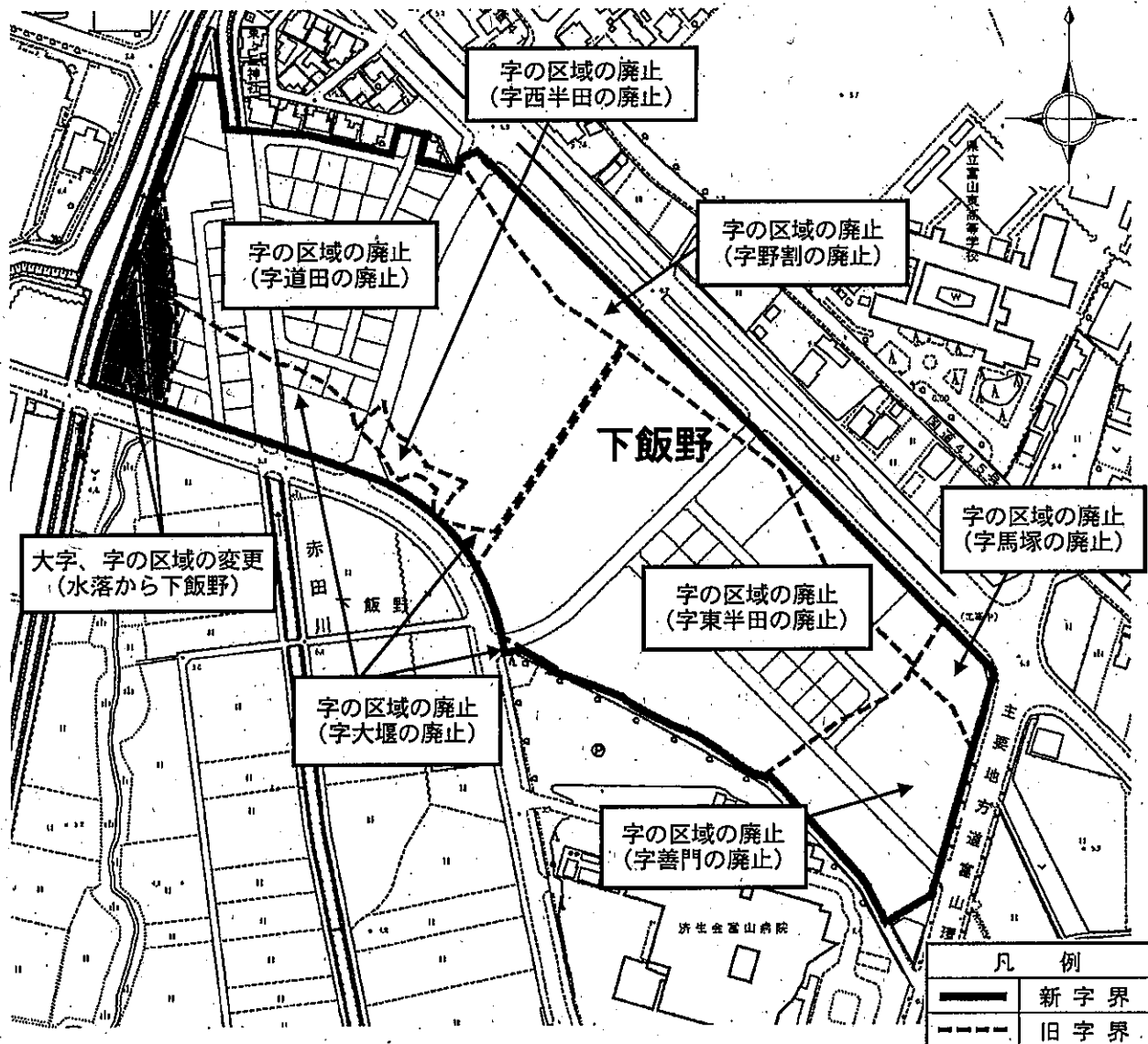
## 5 字の区域の変更及び廃止の件

[都市再生整備課]

### (1) 概要

富山市下飯野土地区画整理事業の施行により、水落地内の一部において大字と字の区域を変更し、下飯野地内において字の区域を廃止するもの。

### (2) 字の区域を変更及び廃止する区域



### (3) 施行日

換地処分の公告があった日の翌日から施行